

教育福祉常任委員会会議記録（概要）

平成26年9月18日（木）

開 会 午前9時0分

【議 事】

○議案第94号「所沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関わる基準を定める条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

末吉委員

本条例の第11条第2項第3号において、「2年以上児童福祉事業に従事したもの」という記載があり、また同じく第9号において、「2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」との記載があるが、この点について詳しく伺いたい。

井上青少年課
長

児童福祉事業は、所沢市では児童クラブが該当します。第9号の放課後児童健全育成事業に類似する事業とは、所沢市では、ほうかごところが該当します。

末吉委員

こういった形で支援員が条例に規定されたわけだが、現在、児童クラブ事業に従事している方については、この条件を満たせばそのまま支援員として認められ、ほうかごところ事業に従事している方については、市長が

適当と認めれば、支援員として認められるということでよいか。

井上青少年課
長

そのとおりです。

城下委員

本条例の制定に向けて、関係者からのヒアリング等はどういった形で行ったのか。

井上青少年課
長

関係者へのヒアリング等ではなく、パブリックコメントを行い、条例を提案しています。

城下委員

パブリックコメントは行ったとのことだが、保護者や事業者への意見聴取等は個別には行っていないという理解でよいか。

井上青少年課
長

特に個別には行っていません。

城下委員

要望や意見等は寄せられてはいないのか。

井上青少年課
長

パブリックコメントの中で、要望等が出ていましたが、個別に要望が来たことはありません。

城下委員

第10条第2項に関して、占有区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない旨が規定されているが、この基準をすぐに適用してしまうと学童に入れなくなってしまう子どもたちが生じてしまうことが想定されることから、現状の大規模学童の実態と、今回定める基準とを照らし合わせ、この件についてはいかに捉えているのか。また、今後どのように事業を進めていくのか。

井上青少年課
長

現在、1.65㎡という占有区画の面積基準を満たしている児童クラブは、43クラブ中、14クラブであり、32.5%が充足している状況です。今後については、当分の間、経過措置による対応を行いますので、その間に、ほうかごところを活用してもらおう等、課題を解消してもらおうことを想定しています。また、どうしても占有区画の面積を増やす必要があるクラブに関しては、財政課との協議を行い、必要な対応について検討していきます。

城下委員

ほうかごところも面積基準があるのか。あれは別ではないか。ほうかごところは、子どもたちの生活の場という位置付けではないので、ほうかごところで解消するということにはならないのではないかと思っているが、どうなのか。また、財政課と協議を行い、対応をしていくということでは、新たな児童クラブの建設や整備に係る計画を策定していくという理解でよいか。

井上青少年課
長

就労により子どもを預ける必要性がある方に関しては、時間的にほうかごところを利用することによって、児童クラブに入らなくても済む場合もあると思いますので、そういった方については、ほうかごところの周知も含めて、対応するということを想定したものです。あらたに児童クラブを新設することについては、財政的に厳しいことから、まずは、専有区画の面積を広げるという対応を考えています。

城下委員

放課後事業に関しては、ほうかごところ、児童クラブ、生活クラブといった事業があり、3つの選択肢がある地域はよいが、ない地域もあるので、その点はしっかりと考慮しなければならないと思うが、占有区画の面積を広げるということは、改修するということか。

井上青少年課
長

敷地の問題もあり、2階建てにするといったこともあるかと思いますが、改修等により専有区画の面積を広げるといった対応についても考えていきたいと考えています。

城下委員

所沢市は各種の計画に基づいて事業を行っているが、そういう意味では、この放課後児童健全育成事業に関しても、今後、施設に係る整備計画が必要になってくると思うが、この条例提案にあたって、その点の整備計画の素案はあるのか。

井上 青少年課長 特に整備の計画はありません。子ども・子育て会議の中で、そういったところも検討していきたいと思います。

矢作委員 附則において、当分の間という記載があるが、これは何年くらいを考えているのか。

井上 青少年課長 人口が減り、子どもの数も減っていく中、なかなか先が読めないこともあり、様子を見ながら実施していきたいため、当分の間という表現にしたものです。他市の状況を見ても、おおむね当分の間という表現にしています。

矢作委員 そうは言っても、10年、20年先ということはないはずであり、おおよそどれぐらいと考えているのか。

井上 青少年課長 他市の中には5年程度という表現のところもありますが、明確には判断できませんので、当分の間としています。

矢作委員 パブリックコメントの結果、どのような意見が寄せられたのか。

井上 青少年課長 人員の配置基準に関し、埼玉県基準に合わせてほしい旨の要望が多く寄せられました。

矢作委員 人員の配置基準に関し、児童40人に対して2人以上の支援員を配置する旨の規定があるが、これは、埼玉県基準よりも下がるということになるのではないかと。

井上青少年課長 埼玉県基準は、児童数にかかわらず、支援員は3人ということになっており、国の基準では、児童20人に対して、2人の支援員が、児童41人に対しては4人の支援員が、児童81人以上からは6人の支援員を配置する必要がある旨が示されています。所沢市の児童クラブの中では、中富児童クラブ以外は、20人以下の施設はありませんので、国の基準に合わせた所沢市の基準は、県の基準を上回っていると考えます。

矢作委員 支援員が児童40人に対して職員2人の配置となり、その内、支援員は1人でよく、補助員を配置すればよい旨が規定されているが、補助員の資格については、どこかに規定されているのか。

井上青少年課長 補助員については、資格に関して特に規定していません。

城下委員 支援の単位あたり2人以上の支援員が配置されるということか。

井上青少年課長 基準としては、40人までの児童数であれば、配置される支援員の数は、

長 2人となります。ただし、当市では、臨時職員1名分相当の委託料を加算していただきますので、実質3人の職員配置が可能です。そのため、最低でも3人は配置されていることとなります。

城下委員 そのうちの何人が支援員なのか。

井上青少年課 基準では、支援員は最低で1人はいなければなりません。支援員を2人
長 人と補助員1人にするか、支援員を1人で、補助員を2人にするかといったことについては、運営団体に決定しています。

城下委員 支援員は、施設の開所時間中は、常に配置されていなければならないという位置付けがある旨を聞いたが、どうなのか。

井上青少年課 常勤の職員については、開所から事業に取り掛かれるように来てもら
長 い、最低でも6時間以上は勤務することになります。非常勤の職員については、3時間等、児童が集中する時間帯に勤務していただくことを想定しています。

城下委員 常勤職員か臨時職員かは事業者の判断によるとのことだが、法の趣旨からすると、開所時間には常勤の職員がいなければならない面があるので、仮に1人が常勤で、2人が臨時職員という配置で行う場合、長期休暇を常

勤職員が取得した場合、どこかで臨時職員がオーバーワークになっていくわけである。その点の配慮については、市としてはどう考えているのか。

井上青少年課長 長期休業中については、その期間だけ、改めて臨時職員を雇用するといった対応になり、現在でもそのように対応しています。

城下委員 例えば、開所の時は常勤がいるが、途中から帰宅した場合、残りの時間は臨時職員のみで対応するということでも問題はないのか。

井上青少年課長 支援員の資格を持っていれば、臨時職員のみでも問題ありません。

城下委員 そうすると支援員は2人の配置が必要となるのではないのか。

井上青少年課長 今回の条例は、最低基準を示していますので、各運営団体において雇用等を工夫して運営してもらうことを考えています。

矢作委員 支援員の資格を持つ方が1人では、その児童クラブは回っていかないのではないかと思うが、現状ではどうなっているのか。国の子ども・子育て支援関連3法では、現状を下回らないようにする旨が示されていたかと思う。

井上 青少年課
長 現状では、常勤が2人以上います。現状維持かこれ以上の配置になると考えています。

矢作委員 常勤2人以上の配置というのは、全ての児童クラブについていえるのか。また、最低基準であっても、長期休業等もあるわけであり、支援員を最低でも2人の配置にするといったことは検討しなかったのか。

井上 青少年課
長 この条例については、民設民営も含めた全体に網をかけることを考えました。委託に関しては、その点は下回らないような形で行っていきたいと考えています。

現在、要綱において、2人以上の配置として基準を設けていますので、全施設で2人以上の人員配置体制です。

亀山委員 専有区画の面積基準を満たしていない29クラブのうち、ほうかごところを選べるところは、何施設あるのか。

井上 青少年課
長 ほうかごところを現在実施しているところは、所沢市立所沢小学校、北小学校、松井小学校、清進小学校、明峰小学校、若松小学校、北秋津小学校、若狭小学校、林小学校、南小学校の10校です。現在、この10校のうち、充足していないクラブがあるところは、明峰小学校、若松小学校、所沢小学校にある児童クラブです。

中村委員

今まで、法令の縛りはなく、条例もなかったわけであり、県の補助金に係る要綱への対応の関係から、児童クラブの整備を行ってきたわけだと思
うが、それが、この度、児童福祉法が改正され、その法律に基づいて条例
も作る必要性が生じたわけだが、この一連の背景は何か。

井上 青少年課
長

法改正により、児童クラブ等の職員配置や面積要件、衛生安全設備等の
最低限確保しなければいけない基準を示し、各自治体において適正な運営
がなされるようにしたものであると考えます。

中村委員

それはわかるが、どういった背景があったからそういった改正を行うよ
うになったのか。政策形成過程について、そもそもの目的と流れを把握し
なければ何とも言えない。

仲こども未来
部長

国の大きな流れとして、これまで放課後児童健全育成事業については、
各自治体がさまざまに取り組んできたところではありますが、基本的な基
準もない中で、各市が個別に対応してきました。全国的に共働き家庭やひ
とり親家庭の増加に伴い要望が高まる中、この度の改正により、基準が明
確に示され、自治体ごとにしっかりと運営に関与し、放課後児童対策、放
課後児童健全育成事業を実施していくという位置付けのもとで、これまで
以上に関与していくことが求められる状況の中での条例制定になると考
えます。

中村委員 法改正の目的や背景等は、市町村がしっかりと関与していくことを求めるということだけなのか。

仲こども未来 今回、保育に係る基準についての条例提案もしていますが、さまざまな部長 子育てをめぐる課題に対して、自治体が関与を強めることが求められる中で、保護者のニーズに沿って、施設整備や総合的な保育、教育の質の担保を進めるという中で、放課後児童対策、放課後児童健全育成事業も含まれているものと考えています。

中村委員 自治体が関与を強める必要性とはどういったことなのか。

仲こども未来 保護者のニーズが高まる中で事業の質の担保ということです。支援員に部長 については、資格等に関し規定があり、配置基準についても示されていることから、質の確保というものが求められております。また、受け入れ人数を確保するため施設の整備も進めていくこととなります。

末吉委員 第11条第4項に関し、一つの支援の単位はおおむね40人以下とする旨が規定されているが、今までは、大規模児童クラブでは、分割して対応してくという考え方であったかと思うが、この条例では、単位あたり2人の支援員を配置することになるかと思う。今後、大規模に関しては、40人、80人、120人といった規模での運営もあるのか。従前と変わると

ころはどういった部分か。

井上 青少年課
長
おおむね40人以下を支援単位とすることに伴い、例えば、ある児童クラブで60人の利用者がいる場合は、40人と20人の2つの単位に分けることも考えられますし、30人と30人の単位としてクラスを編成していくことも考えられます。

末吉委員
従前とはどういったことが変更となるのか。

井上 青少年課
長
単位ごとに壁やカーテン等の間仕切りが設置されることになるかと思いますが、そういった間仕切り等により、支援単位ごとに分けるようになることが変更点として挙げられます。

末吉委員
この条例化は評価するが、具体的にはどこが変更となるのか。

井上 青少年課
長
大きな変更点は、支援の単位が規定されたことです。まとめて対応するのではなく、単位ごとに分けて対応することになります。

西沢委員
学童保育の規模の適正化を図るために、学童の利用人数が70人を超える場合には、補助金を打ち切るという国の方針があったかと思うが、それは今後も継続されるのか。

井上青少年課
長

その点については、まだ国の情報が明確に示されていません。

西沢委員

専有区画の面積に関し、第10条で1.65㎡でなければならない旨が規定されているが、この基準が守られなかった場合、何か罰則のようなものはあるのか。

井上青少年課
長

基準が守られなかった場合、監査や指導といった対応になるかと思えます。

西沢委員

改善のための行政指導等があることはわかるが、それ以上のものが何か課されるということは現状ではないという理解でよいか。

井上青少年課
長

児童福祉法において、不当に利益を図る等、違反をした場合には、事業の制限や停止を命じることができます。

西沢委員

おおむね、児童40人に対して支援員2人の配置があるわけだが、多数の児童を抱える児童クラブについては、クラス分け等による対応になることである。将来的な問題として、1つの施設を幾つかにクラス分けするということは、1人分のスペースは当然減ることとなるわけであり、そういった対処療法では限界になる時期が来るかと思う。そうすると、ほ

うかごところへ児童を流すという考え方は非現実的であると私は感じるわけであり、現実的には、専有区画の面積を増やすことや、新施設への移転といったことの検討の必要性が出てくるかと思う。その点の計画は、今後、子ども・子育て支援事業計画において位置付けていくという考えなのか。

井上 青少年課長
その点の計画については、個別に立てていくものと考えています。今後の方向性については、よく精査し、どうしても過密になる場合は改築等により専有区画の面積を増やすといった対応が必要となりますので、計画的に行っていく必要があると考えています。

城下 委員
市の関与を強め、施設を確保し、事業の質を担保していくことが自治体として対応していくべきことであるわけだが、この点の市の責務については、本条例のどこに規定されているのか。

仲 子ども未来部長
この条例は、運営に関する基準を定める条例であり、この基準をしっかり守り、事業者及び市町村が適正に事業を行っていくこととなります。市の責務については、児童福祉法において規定されています。

城下 委員
施設の改築等については、個別に計画していくとのことであったが、ほかごところが地域にあるかどうかといったことや待機児童の多寡等、地

	域差について考慮しつつ、具体的な計画についての検討はしているのか。
井上 青少年課 長	所沢小学校や小手指小学校については、非常に児童数が増加していますので、その点については先に対応していかなければならないと考えています。
城下委員	検討は始めているという理解でよいか。
井上 青少年課 長	その点については、検討を始めています。
矢作委員	第11条第5項の規定について、詳しく伺いたい。
井上 青少年課 長	他の事業所と併設しているようなところで、双方の施設を兼務する職員を1人配置してもよいという規定です。
矢作委員	現在は該当するものはないが、今後、このような場合もあるということか。
井上 青少年課 長	これは、基準を定めているものであり、現在市で行っているものだけではなく、民設、民営で行うものについても想定して規定しているものです。

矢作委員 同一敷地内にある他の事業所、施設等には、どのようなものが考えられるのか。

井上青少年課長 考えられるのは、幼稚園や保育所といったところです。

城下委員 第11条第2項において、支援員は都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないとあるが、支援員の資格を取得するにあたって、市として何か支援することは考えているのか。

井上青少年課長 第11条第2項の各号の規定は、支援員の資格の大前提で、この資格に該当する方が、知事が行う研修を受けていただくこととなります。そこにあたっての支援については、現状は特にまだ情報がありませんので、特に検討していません。

中村委員 子ども・子育て支援関連3法により、補助金の流れは何か変わるのか。

井上青少年課長 現状では、そういった情報はまだ来ていません。

【質疑終結】

中村委員

【意見】

至誠クラブを代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。今回のことに関しては、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正ということで、市町村にはその設置基準に関する条例を作らなければいけないということを含めて、賛成はしますが、まず、やはり、法改正が行われたということは、必ず立法事実があるわけで、社会的な要因や改正の背景ということをしっかり把握していただき、それを受けて本来、私たちの自治体としては、こういった条文にした旨の説明があり、それに基づいて支援員や設置、専有区画の面積についての説明があるということがしかるべき姿であると思います。当然、法律の趣旨を全て反映することは財政的な裏付けがなければ難しいと思いますが、それも含めたご説明をいただくということが趣旨ではないかと思っています。部長からは、関与を強めることや、質や施設を確保をしていく旨の話がありました。当然、一時的、これは将来続くかわかりませんが、今学童クラブのニーズは一時的にかなり多くのものがあるということは認識していますし、それに対して、施設の数や質が追いついていかないという状況があると思います。それは、当然、財政的な問題もありますが、こういったことも含めての児童福祉法の改正、並びに条例の制定であると思う。そういった事実をもう一度確認していただき、今後、この条例の執行にあたっては、是非、子どもたち、そして子ども預ける親のために、よい施設となるように頑張っていただきたいと思っています。以上を申し上げて賛成の意見といたします。

矢作委員

日本共産党所沢市議団を代表して、意見を申し上げます。今回初めて放課後児童健全育成事業が条例化されます。条例案では、支援員が国の基準通り1人となっていますが、複数配置されている現行水準を下回らないようにすべきであり、改善を求めます。また、支援の単位はおおむね40人となっていますが、これを超える場合、増築等が必要となります。附則では、当分の間適用しないこととなっていますが、一人当たり面積の拡大等、是非改善をしていただきたいと思います。今後の学童保育の待機児童解消のためにも、整備計画の策定を早急に進めることを求めまして賛成いたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第94号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第95号「所沢市立児童クラブ条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

城下委員

本条例は、児童クラブを公の施設として位置付けるとともに、指定管理者による管理を位置付けているものとなっているが、どのような経緯でそれが規定されたのか、説明いただきたい。

井上青少年課
長

本来、児童クラブの施設は、公の施設として条例に規定されていなければならないわけであり、課題として捉えていました。また、平成21年第1回定例会の議案第10号における付帯決議の中で、児童クラブの指定管理者制度を導入する旨が示されました。今回、平成23年度に設置した、所沢市放課後子ども健全育成基本方針運営委員会から、平成24年度に児童クラブ間及び児童館生活クラブ間の保育料の統一化が提言として提出されるとともに、平成25年度に、委員会において保育料案が審議され、提言として提出されました。平成24年度に公布された子ども・子育て関連3法によって、平成27年度に放課後児童健全育成事業のサービス内容等が条例として規定されることとなりました。こうしたことから、市が設置する放課後児童健全育成事業について、サービス等の整合を図る必要があり、本条例を提案したものです。

城下委員

保護者やさまざまな事業主体がこの事業を担っているわけなので、そう

	<p>いった方々との調整や説明はいかに実施してきたのか。</p>
井上 青少年課 長	<p>委員会の委員の中に、そういった事業者の代表者や保護者等に入っているだけで、審議が行われてきました。</p>
城下委員	<p>その委員会とは、どの委員会を指しているのか。</p>
井上 青少年課 長	<p>所沢市放課後子ども健全育成基本方針運営委員会です。</p>
城下委員	<p>そこに関わっている方はほんの一部であり、それ以外の方への説明等は行ってないのか。</p>
井上 青少年課 長	<p>特に全体への説明は行っていません。</p>
城下委員	<p>先ほど、サービスの整合性も必要であるため、条例化していく旨の答弁があつたが、3つの放課後に係る事業は、それぞれ保育内容も形態も違うわけであり、そういった意味では、保育内容の統一化にあたっては、誰が、いつ、どこで基準を設定していくのか。</p>

井上 青少年課長
統一化は、放課後児童健全育成事業であり、児童クラブと、児童館生活クラブの2つになります。保育料金を1万円に統一するということもありますし、開所時間の統一の問題もあります。そのほかは、先ほどの議案第94号の基準において統一的に運営していくことになります。

城下委員
それぞれの保育の内容は違うと思う。それぞれの性質が違うわけであるが、いかにサービスの整合性を取っていくのか。

井上 青少年課長
議案第94号の最低基準に合わせていただくということ以外は、運営団体の独自事業で行ってもらっているものであり、全てを統一するわけではありません。今後も運営団体と意見交換を行いながら、なるべく統一していけるとは思いますが、強制的に一律に実施を求めるというものではありません。

城下委員
保育料が1万円になることにより、児童クラブを運営している社会福祉法人等、その事業を継続できるような財政的な市の支援が必要になってくるかと思うが、その点について伺いたい。また、現状と条例制定後の変更点について伺いたい。

井上 青少年課長
平成24年度の総事業費は、約5億2,600万円です。事業者が独自で集めている収入というものがあり、これは3,300万円です。総事業

費からその独自の収入を引くと、4億9,300万円です。保護者負担額は2億4,800万円です。委託料は2億4,500万円です。障害児加配については、保護者負担額と委託料と折半になっています。

条例化により、総事業費が5億500万円です。保護者負担額が2億2,600万円、委託料が2億7,900万円です。委託料の中の、障害児加配については、7,200万円です。独自の収入は入っていません。また、保護者負担はおやつ代が入っています。

城下委員

そうすると、総事業費は2,100万円減少し、その分が委託料で障害児加配が増えるということか。

井上青少年課
長

総事業費が2,100万円減少するのではなく、独自収入を引いて、4億9,300万円と5億500万円を比較していただきたいと思います。

城下委員

この事業を行うにあたっての1施設あたりの委託料はどれぐらいと試算しているのか。

井上青少年課
長

1クラブのおおまかな委託料は1,200万円程度です。

城下委員

1クラブあたり1,200万円というのは、条例化後の見込みであるの

	か。現状はいくらか。
井上青少年課 長	約1,600万円です。ただし、これには障害児加配が入っています。 先ほど申し上げた1,200万円には障害児加配は入っていません。
城下委員	比較しやすいよう同じ条件で提示して欲しい。
井上青少年課 長	先ほどの総事業費5億500万円を単純に割って算出すると、おおよそ 1,630万円となります。
城下委員	事業所に対しては、すでに説明会は行っているのか。
井上青少年課 長	事業所への説明会は2回ぐらい行っています。
城下委員	どういった内容の説明を行ったのか。
井上青少年課 長	今議会で提案させていただいた条例についてと、今後の指定管理につい て御説明いたしました。
城下委員	どのような要望や意見が出たのか。

井上青少年課
長

特に、意見や要望はありませんでした。

城下委員

保護者に対する説明だが、本会議では入所希望のときに説明することだったが、今利用している子どもたちの保護者の方へはどういった形で説明していくのか。

井上青少年課
長

サービスが変わることはあまりないので、利用料が変わることについては、入所の案内と併せて説明することを考えています。

斎藤青少年課
副主幹

入所は単年度で申し込みを受け付けていますので、現在の利用者の保護者の方にも、通知は配らせていただく予定です。

城下委員

児童クラブを公の施設として規定して、平成27年4月からは指定管理にするということだが、福祉的要素が大きな施設でもあるが、今後、指定管理者の指定にあたり、公募はどのように行うつもりか。

井上青少年課
長

今議会に条例を提案し、これから指定管理者の選定をすると周知や募集を行う期間が必要となりますので、非公募という形で、現在の運営団体をお願いすることを考えています。

城下委員

指定期間はどのくらいを考えているのか

井上青少年課
長

原則では公募で行い、指定期間を5年程度としていますが、特別な理由があつて非公募とするわけですので、現段階では原課での案になりますが、3年程度で考えております。最終的には、選定委員会で決定します。

末吉委員

児童クラブを指定管理者制度により運営していくわけだが、このメリットとデメリットを示して欲しい。

井上青少年課
長

メリットについて、これまで単年度で契約をしていましたが、指定管理者制度の導入により、複数年契約ができるようになります。したがって同一の団体が継続し、安定した運営を行うことができます。デメリットは考えていません。

末吉委員

独自事業があるが、利用料のほかにおやつ代とかの独自収入があるとのことだが、独自収入について、今後、どのように規定をしていくのか。

井上青少年課
長

おやつに関しては自費でやってもらいます。独自事業は、あれば報告をもらい、市で把握をした上で許可をしていきます。何か問題があれば市で判断して中止してもらふこともあります。

末吉委員 いろいろな名目で他に徴収をするということが起こってくることも考えられるが、市でチェックをするということでよいか。

井上青少年課長 独自事業で行うことは市に報告をしてもらいチェックをします。また、アンケートも行い、保護者の意見や感想も把握していきたいと思っています。

中村委員 今回の1万円ということについてだが、周りの自治体は、料金がそろっていないところはそろえているのか。また、他の自治体はいくらなのか。

井上青少年課長 県内の自治体で確認できたところでは、利用料については、川越市が7,000円から8,000円に、越谷市が5,000円から7,000円にするということです。

中村委員 子育て環境について自治体間の競争が激しい中で、現在の額に上乗せして1万円にするというのは少し高いとする考え方もあるかと思うが、1万円にすることについては、いかに考えているのか。

井上青少年課長 今回設定した1万円という額は、これまでの総事業費から保護者と公費の負担を50%ずつにするという積算によるものですので、この額でよいものと考え、提案しています。

中村委員 川越市や越谷市も50%というところで設定しているのか。あるいは独自の考え方によるものか。

井上青少年課長 他の自治体については、50%ずつにはなっているかどうか、詳細は把握しておりません。

中村委員 公費負担を増やしてでも保護者の負担は減らすべきという考え方もあろうかと思うが、もう一方では、専用区画の面積基準に係る充足率などを見てもまだまだ不十分で、これからお金がかかってくるから料金を上げてでも施設の整備を早めようという考え方もあるだろう。そのことについてはどう考えるか。

仲こども未来部長 今回の利用料の積算につきましては、課長答弁のとおりですが、現在の事業がきちんと行われているという判断のもとで割り出していったものです。ですから、サービス内容についてもこれまでどおり提供していくという考えで積算した額となっています。

委員ご指摘のとおり、今後、施設にまだまだ経費がかかるということもありますが、それはまた今後の課題になってくるものと考えております。この1万円という額が、これから先もずっと続くものではないと思っております。今後、いろいろな状況を見まして、利用料について検討をすることがあると思います。その時点で、きちんと利用料の適正を見ていかなく

	てはならないと考えております。
中村委員	料金の見直しの時期や定期的に見直すかどうかの議論はあるのか。
井上青少年課 長	そのことの審議については、議案第96号にある放課後児童対策協議会で審議をしていきたいと考えています。
城下委員	先ほどの委託料の関係だが、1クラブあたり約1,200万円と、約1,630万円との金額が出ていたが、この違いは障害者の負担分が違ふということによいか。
井上青少年課 長	1,630万円の中には、大規模の部分とか、そういったものも含まれ、全体で計算しています。
矢作委員	条例の第3条にある、法人その他の団体とは、具体的には何を示しているのか。
井上青少年課 長	現在も運営しているのですが、保護者の団体が運営しているところがございますので、そういうところですよ。
矢作委員	指定管理の見直しの時期がきたときにも、法人その他の団体ということ

で宣伝していくということでしょうか。

井上 青少年課
長 その団体が運営をしていけるということであれば含めて考えたいと思
います。

矢作委員 法人ということになるといろいろとあると思うが、株式会社もこの中に
は含まれるということか。

井上 青少年課
長 株式会社、社会福祉法人等も含まれます。

矢作委員 今、児童福祉施設ということで、児童クラブに関しては、現状では株式
会社は入っていないのではないかと。そういう意味では、児童福祉法に照ら
しても、委託事業者が変わることについてはいろいろと議論がある
かと思うが、運営主体は変えていかない方が望ましいのではないかと
思うが、そのことについてどう考えるか。

井上 青少年課
長 現在、児童館の生活クラブには株式会社も入っておりますので、株式会
社だから問題があるということはなく、運営側のしっかりしているところ
を見ながら決めていきたいと思えます。

矢作委員

条例の中に苦情の申し立てという部分が読み取れなかったのだが、第三者機関が入る方が望ましいと思うが、そういった部分をここにはいれなくても構わなかったのか。

井上青少年課
長

その部分に関しては、協定の中に示しています。

矢作委員

利用料を現在減免されている方たちが、今後、料金が1万円に変わってくる中で、費用負担が増えるということがあるのか。

井上青少年課
長

低所得者に関して、住民税が非課税の方については利用料は0円です。減免については、現状どおりでやっていきたいと思っております。

矢作委員

今は利用料を保護者が一旦払って、後から戻ってくるような制度になっているかと思うが、そこも同じか。

井上青少年課
長

その点につきましては、今までの補助という形ではなく、元々の利用料を下げるよう考えていますので、保護者の負担は発生しないものです。

矢作委員

延長保育時間について、1館だけが午後7時までにはやっていないということであるが、差し支えなければどこの館か聞きたい。また、要望がない

からやっていないということなのか、要望はあるがやっていないということなのか。

井上青少年課
長

制度はあるが、要望がないためやっていないものです。

【質疑終結】

【意見】

末吉委員

民主ネットリベラルの会を代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。

今回、児童クラブに関して、市の公の施設として規定したことを評価いたします。選考過程が可視化、透明化される指定管理者制度を導入されたことに対して、今後、運営団体を適切に選考していただきたいと思います。期間が限定されることによって労働環境が安定しないことなどの指定管理者制度のデメリットも、工夫をしながら進めていただきたいと思います。また、今まで保護者の不公平感があつた利用料を統一していただきました。今回、保護者負担と市負担が50%ずつということで、大変説明がしやすい形で提案をされたと思います。ぜひ、児童クラブを充実させていただきたいと思います。願ひまして、賛成をいたします。

中村委員

至誠クラブを代表いたしまして、賛成の立場から意見を申し上げます。

まず、利用料金を統一したことについては、一定の評価ができるのではないかと思います。今までの経緯については理解をしているつもりですが、一方では、利用料の平準化のためには多くの時間を費やしたという感想も持っています。こうした轍を二度と踏まないためにも、国の状況も不透明ですから、定期的な見直しというものを求めていきたいと思います。コストについては、例えば自治体間競争の観点であったり、今後かかる費用の問題など、さまざまな議論がありますが、まずは、公費負担が50%入っているということは、利用者を含め、市民に明らかにしていくという姿勢が大切だと思いますので、それについても加えて申し上げておきたいと思います。以上、申し上げて賛成とさせていただきます。

矢作委員

日本共産党所沢市議団を代表して、反対の立場から意見を申し上げます。条例案では、児童クラブを公の施設とし、指定管理者に管理を行わせること、利用料の統一化が提案されています。指定管理者制度に移行することについては、事業者に対する説明が議会提案のわずか1週間前に行われたものであり、保護者には全く説明が行われていません。民主主義の問題としてこうした進め方には賛成できません。これまで児童クラブは何もないところから、保護者が作り運動して作ってきた経過があり、保護者が当事者として地域に根ざした地域の子育て支援の役割を担ってきました。市として児童福祉法に規定されている当事業においては、指定管理者制度への移行をすべきではないことを申し上げ反対いたします。

西沢委員

所沢市議会公明党を代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。これまで、同じ事業目的で、また提供されるサービスも同等のサービスでありながらも、保護者が負担する利用料がばらばらであったものが、今回統一されたということは、本事業の一步前進であると大いに評価をしているところです。また、指定管理者制度が導入されるということで、より公平な選択が期待できると思いますが、ただ、指定管理者の応募については、その事業者の持っているスキルによっては、提案事務についてもさまざまな市の配慮ということも必要かなと思いますので、その点を求めて賛成いたします。

浜野委員

自由民主党・無所属の会を代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。本来、この条例の趣旨が、保護者が就労により昼間家庭にいない児童に、授業の終了後に適切な遊び場や生活の場を提供するという趣旨から始まっています。この趣旨をより均等な施設として条例化したと、これを高く評価したいと思います。特に、中富の児童クラブに関しましては、非常に施設を設定する場所も難しいところ、学校内にこれを設置するというところは、また新たな展開を期待するところでもありますので、なお一層評価させていただきます。

【意見終結】

【採 決】

議案第95号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第96号「所沢市放課後児童対策協議会条例について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

矢作委員

今回、放課後児童対策協議会を作るとのことだが、放課後児童対策の運営委員会がこれにかわるという理解でよいか。

また、組織として、委員が10人以内、公募による市民ほか挙げてあるが、今考えられている人数がわかれば示してほしい。

井上 青少年課
長

これまでの所沢市放課後こども健全育成基本方針運営委員会が、今回の放課後児童対策協議会に変わります。

委員の人数ですが、公募の人数は3人程度と考えています。それ以外の人数の具体案はまだありません。

城下委員

委員の関係団体の代表については、すでにおよそどういう団体にという考えはあろうかと思うが、いかがか。

井上課長

団体としては、PTA連合会、青少年育成所沢市民会議、青少年育成推進委員協議会、民生委員・児童委員連合会、放課後児童健全育成事業の事業者、ほうかごところの運営団体などを考えているところです。

城下委員

10人以内ということだが、どういう割合で考えているのか。

井上青少年課
長

人数の割合はこれから協議して考えていく予定です。

【質疑終結】

【意見】 なし

【採決】

議案第96号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第103号「所沢市保育園設置及び管理条例及び所沢市家庭保育
条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第103号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと
決する。

○議案第104号「所沢市保育所における保育及び保育料に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

城下委員

保育所における保育を行う基準について、第2条では現行の(1)から(7)までがなくなるのだが、議案第93号で保育の必要性の認定等に関する基準を定める条例が制定されるのでなくなるという理解でよいか。

町田保育課長

そのとおりです。

【質疑終結】

【意 見】

矢作委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第104号について意見を申し上げます。議案第93号との関連で、この議案には反対いたします。

【採 決】

石井委員長

議案第104号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第105号「所沢市立児童館設置及び管理条例の一部を改正する
条例について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

城下委員 改正は料金のところ、6,000円が1万円になるという理解でよい
か。

井上青少年課
長 そのとおりです。

矢作委員 料金改定について、利用されている方々には説明をしているか。
自治基本条例では、市民に十分な説明をしなければいけないということ
だが、利用されている方からは全く説明を聞いてないとの話を伺ってい
る。そういう進め方でよいのか。

井上青少年課
長 説明については、今回、ご議決いただいた後、11月頃に説明を予定し
ています。

矢作委員 では、利用者にはまだ全く説明はしていないということか。

井上青少年課 そのとおりです。

長

矢作委員

今後、11月に説明会が行われるということだが、現在直営が4館、指定管理が7館かと思うが、説明会は、誰がどのように行う予定なのか。

井上青少年課

長

青少年課の職員が、各児童館に伺い説明会を行う予定です。また、そこに来られない保護者の方もいらっしゃいますので、土曜日にまちづくりセンター等を使っての説明会も予定しています。

矢作委員

指定管理の7館についても、青少年課の職員が行って説明を行うということか。

井上青少年課

長

そのとおりです。

矢作委員

議案第95号の所沢市立児童クラブ条例制定のところでは、職員が説明に行くという話しはなかったが、児童館については、青少年課が全部説明をするという理解でよいか。

井上青少年課

長

児童館生活クラブについては、6,000円から値上げという形になりますので、丁寧に青少年課で説明するよう考えています。

矢作委員

値上げについて、経過措置ということで段階を設けているが、経済的な理由等で利用できなくなる方がいるのではないかと心配について、いかがか。

井上青少年課
長

低所得者に対して減免を考えていますので、解消できるものと考えています。

矢作委員

では、現在の減免はどのようなようになっていて、改定後にはどうなるのか。

井上青少年課
長

現在、低所得者の方に対する減免を設けておりますので、今後も同様にやっていきたいと考えています。改定後も影響はないものと思います。

【質疑終結】

【意見】

城下委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第105号について意見を申し上げます。議案第95号と関連いたしますが、生活クラブの保育料値上げの改正であり、利用者への説明責任が不十分です。また、保育の統一化の内容についても不十分と考えます。よってこの議案には反対いたします。

【意見終結】

【採決】

議案第105号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべき
ものと決する。

○議案第106号「所沢市立かしの木学園条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】 なし

【意 見】 なし

【採 決】

議案第106号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第107号「所沢市立ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】 なし

【意 見】 なし

【採 決】

議案第107号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第115号「所沢市立こぼと児童館の指定管理者の指定について」

○議案第116号「所沢市立つばき児童館の指定管理者の指定について」

○議案第117号「所沢市立すみれ児童館の指定管理者の指定について」

○議案第118号「所沢市立わかば児童館の指定管理者の指定について」

石井委員長

議案第115号から議案第118号までについては、一括議題とし、一括審査としてよろしいか。（委員了承）

【補足説明】 なし

【質 疑】

矢作委員

指定管理者の指定ということだが、現在該当する児童館で働いている方はどうなっていくのか。

井上青少年課
長

過去の事例によると、新しく指定管理で選定された運営団体が雇用した場合には、引き続き勤められるということになります。雇用を引き継ぐかについては、運営団体が判断しております。

矢作委員

過去のこととのことだが、正職員が残った場合があるのかはわからない

が、臨時職員がそこに残るといった傾向にあるのか。

井上 青少年課長
正職員については市の職員ですので、人事異動等で他の部署へ異動となりますが、臨時職員については、全員というわけではありませんが、運営団体に雇用されるという事例もあったと聞いています。

矢作委員
児童福祉施設ですので、事業者が変わるということでは引き継ぎがしつかりと行われなければならないものとするが、これまでは大丈夫だったのか。また、今回はどうなるのか。

井上 青少年課長
引き継ぎについては、基本的には正規職員が対応しています。運営団体に引き継ぎが必要なために臨時職員を雇用するという場合もありますが、判断は運営団体に任せています。今回も今までと同様に1月頃から引き継ぎをしてもらうよう依頼をしていきます。

末吉委員
今回4館の指定管理だが、すでに7館が指定管理で進んでいる。指定管理を実施している館の利用者数の推移と、利用者の評価について聞きたい。

井上 青少年課長
これまでの指定管理について、利用者については一定の増加があります。みどり児童館では平成23年度との比較になりますが、275%、や

なぎ児童館では平成24年度と25年度の比較で128%、まつば児童館も同様の比較で110%、ひかり児童館が134%です。

末吉委員

今回議案の児童館をもってすべての児童館が指定管理になり、今まで審査してきた条例も含めて考えると、生活クラブと児童クラブに関しては、利用者の立場から見ると、これでどこに入所しても条件は同じになったと考えてよいのか。

井上 青少年課
長

議案第94号の基準により、最低基準に関しては統一されたと理解できるものと考えます。

城下委員

7館がすでに指定管理に移行しているが、各施設の入所希望児童数と、退所児童数を知りたい。

井上 青少年課
長

入所希望児童数については、平成26年3月1日現在の数で申し上げます。ひばり児童館26人、つばめ児童館74人、さくら児童館36人、まつば児童館37人、みどり児童館本館70人・別館70人、やなぎ児童館50人、ひかり児童館27人でした。

退所児童数については、平成25年度の人数を申し上げます。ひばり児童館3人、つばめ児童館17人、さくら児童館10人、まつば児童館4人、みどり児童館本館・別館計8人、やなぎ児童館4人、ひかり児童館4人、

合計50人です。

城下委員

入所希望者がいてもなかなかすべての児童が入所できるわけではないという現実がある中で、例えば入ってもいろいろな事情により辞める子どももいるという状況について、指定管理制度において市はどのように把握しているのか。

井上青少年課
長

入所・退所については、指定管理も直営も同様に市へ届けを出してもらいますので、すべて把握しております。

城下委員

例えば子どもがなじまない等、いろいろな事情があると思うが、そうしたことも市は把握しているのか。

井上青少年課
長

理由については、転居がいちばん多く、その他、就労しなくなったということもあります。なじまないという理由で辞めたという事例は報告されていません。

城下委員

この間、指定管理先では株式会社が5館、しかも同じ会社に指定となる傾向があるが、今回の4カ所の指定管理の指定にあたって、そのあたりはどのように捉え、考えているのか。

井上 青少年課
長 応募団体に対しましては、通常の指定管理の評価をさせていただき、決定をしています。

城下委員 児童館というのは、地域のコミュニティ形成の大事な拠点にもなっているものだが、比較的市外の指定管理者が多いように見受けられる。地域コミュニティの形成の立場からはどう捉えているのか。

また、市民の税金を、委託料・管理料という形で投入するわけだが、地域の雇用の拡大という視点についてはどのように検討されてきたのか。

井上 青少年課
長 地域コミュニティの形成ということですが、各児童館での地元のお祭り等への参加等で果たしているものと考えます。地域の雇用につきましては、指定管理の評価の中にそうした項目もあるため、努力をいただいているものと思います。

城下委員 7館指定管理されているが、市内の雇用の確保ということでは何人雇用されているのか。また、正規雇用なのか。そうした情報は把握しているか。

井上 青少年課
長 具体的に何人市内の人を雇用しているかというデータはありませんが、今まで雇用していた人を引き続き雇用しているということがありますので、ある程度、市内の方を雇用しているものと思っております。

城下委員 それは市の受け止め方であって、実際にどのぐらいの市民がその場で就労しているかのデータを取らなければ意味がないと思うが、いかがか。

井上青少年課
長 今後はそうした点にも注意して把握していきたいと思います。

城下委員 今回の指定管理者の指定4館のうち、わかば児童館だけが参加団体が1団体のみだった。それについてどのように分析しているのか。

井上青少年課
長 施設見学の時点では、複数の団体が参加しております。しかし応募がなかったということで、結果的に1団体となったものです。

城下委員 こども未来部の子どもに関わる施設の指定管理に対する考え方だが、指定管理導入のあり方に課題が出てきているように思うが、今回の選定にあたって、どのように受け止めているか。

井上青少年課
長 今回、わかば児童館が1者となったが、この1者については、すでに他の児童館の指定管理も受けており、アンケートの結果を見ても評判がよい
ため、問題はないかと思います。

指定管理者制度の手続きの中で1者であっても、評価点で問題があり、一定の点数を取ることができなければ、そこに委託をするということはない

く、直営等で改めてやり直す仕組みになっております。該当の1社については、今回の評価でも一定の点数を取っており、指定されたものです。

城下委員

審議の中で、どういった課題が出てきていたのか知りたい。

本田こども未来部次長

1団体ではありましたが、この団体について、運営上の大きな課題というものは委員会の中では出てきておりません。

城下委員

指定管理事業者については、収支見積書はほぼ統一された形で出てきているが、収支報告書はそれぞれの事業所によって違っている。特に自主事業の部分や一般管理費の部分では、収支見積書にはなかったものが、収支報告書には入ってきたりしている。こういう部分は、市として改善等の意見は言えないのか。指定管理だから管理者のやり方で進めていくという捉え方なのか、認識を確認したい。

井上青少年課長

決算と見積もりとで差があるとのことですが、実際に児童館の運営について適切にやっただいているということは、モニタリングや報告書で確認をしております。問題がなければ、その中での支出のやりくり等については、運営団体に任せているところです。

城下委員

例えば収支見積書では一般管理費でひかり児童館だと370万円と出

ているが、実際に収支報告書を見ると、間接経費ということで、広告宣伝・会議人件費で348万9,000円、一般管理が本部運営管理費で312万円、こういう形で出てくる。モニタリングだけでなく、税金が投入されているので、収支予算書の段階できめ細かく出すよう求めていく必要もあるのではないか。指定管理そのものがこのようにだんだん見えなくなっていくというのが事実だと思う。議員は行政をチェックしていくが、市では指定した事業者をチェックしていかななくてはいけない。そこに公金が投入されているところでのチェック体制について、今回の4館についてどういった検討がされたのか。

井上青少年課
長

そうした趣旨についての具体的な検討はなかったのですが、収支の内容については、現在、各事業者の会計のやり方でそのまま出てきている形なので、今後については各事業者とも協議しできるだけ統一をした形にもっていければと思います。

市のチェック体制としては、今後、財政支援団体の監査がございます。

城下委員

自主事業のことだが、これまで、それぞれ、独自の講師謝礼や教材を使って行っていると思うが、ここも先ほどの一般管理費と同じで、当初の収支見積書でどういうことをやると書いていても、収支報告書を見るとその総額が減っていたりする。当初の予定事業よりも、実際の自主事業がどうだったのかというチェックはどのように行っているのか。

井上 青少年課
長 自主事業については、事前に報告をもらっており、途中で増えたりという
こともあり得ます。結果については、モニタリング等にて細かく確認を
しています。

城下委員 自主事業の内容についても市は把握をしていて、資料要求をすれば出て
くるという理解でよいか。

井上 青少年課
長 そのとおりです。

矢作委員 独自事業についてだが、選定された事業者の独自事業ということで資料
をもらっているが、事業者の持っている設備・施設・人材等で自主事業の
内容がかなり違うという印象を受ける。これまでの児童館は地域に密着し
た施設ということで、住民は選べないところがあったかと思う。特に生活
クラブでは遠くまで行くということはなかなかできない。市立ということ
でありながら受けるサービスが違ってきているのではないかと思うが、い
かがか。

井上 青少年課
長 施設の構造・人員等で実施事業に差が生じることは確かにございます
が、各事業者がそれぞれの施設を見ながら工夫して行っていると考えてい
ます。アンケートを取りましても特に苦情もなく、質の向上ということで

各児童館が努力をしているものと捉えております。

矢作委員

指定管理者制度ということで、事業者が変わる可能性があるような制度に変わっていくわけだが、児童福祉施設というのはやはり保育の蓄積も必要であるし、人材も変わっていかないほうが望ましいのではないかと思う。しかし指定管理者応募者評価の項目を見ると、そうした視点での項目は、市内に事務所が設置されているかどうか、設立されてからの期間がどのぐらいかの2つだけが該当している部分で、それ以外にはないように見受けられるが、いかがか。

井上青少年課
長

指定管理者応募者評価の項目ですが、社会貢献の項目には、地域貢献等への考え方・実績の項目もありますし、児童館に関しては、毎月館長会議も開いており、その中でしっかりと青少年課が関わっていくということで進めております。

城下委員

人件費のところだが、収支見積書は細かく出てきているが、当初の収支見積書の人件費の額と収支報告書の額とでは、恐らく見積書より報告書の方が下回っているのではないかと思っているのだが、7館の状況はどうなっているのか。

井上青少年課

収支見積もりに関しては、指定期間の中でならして出してもらっている

長

ものです。人件費の昇給等、毎年上がっていく部分に関しては、事業団体によってではありますが、一般管理費等でプールして翌年に徐々に上げてもらう等しています。平成25年度収支見積書で比較すると収支報告書が下がっているように見えますが、今後、それを指定期間の中で上げていくということでご理解いただければと思います。

【意 見】

城下委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第115号、議案第116号、議案第117号、議案第118号について、反対の立場から意見を申し上げます。

従来より児童館は直営で行うべきという立場です。今回の4館で当市の児童館はすべて指定管理に移行するとしていますが、保育内容の統一化、運営料の使途については、収支見積書と収支報告書では人件費や自主事業、一般管理費等に大変大きな乖離があると受け止めています。市民の大切な税金がどのように使われているのか、本来の事業に回っているのかをチェックする機能が十分とはいえません。本日の質疑の中で、地域の雇用という点でも、きちんとした地域雇用のデータの把握はされていなかったこともわかりました。以上の理由から、これらの議案における指定管理者の指定については反対いたします。

末吉委員

民主ネットリベラルの会を代表して、議案第115号から議案第118

号までについて、意見を申し上げます。

選考した児童館7館の指定管理におきましては、利用者が増え、アンケートでも好評価をいただいているという報告がありました。今回の業務仕様書に示されました工夫を凝らした独自の事業計画、また、地域との関係性を調整していくことにおいては、民間団体の方が柔軟に対応できる部分があり、このことは指定管理者制度の大きなメリットであると考えます。反面、直営に比べ、人件費など労働環境が劣る傾向があるということと、設定替えがあるということで労働環境が安定しづらいという面があるため、その部分については注意深く干涉いただき、全11館の児童館運営を健全に進めていただきたいと思います。以上の理由で賛成といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第115号については、挙手多数により、可決すべきものと決する。

議案第116号については、挙手多数により、可決すべきものと決する。

議案第117号については、挙手多数により、可決すべきものと決する。

議案第118号については、挙手多数により、可決すべきものと決する。

○議案第87号「平成26年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

（当委員会所管部分：こども未来部）

【補足説明】 なし

【質 疑】

城下委員

3款民生費の中の福祉総合システム改修委託料について、これは自治事務か。

浅見こども支
援課長

住民個人個人に番号を付番したり、その番号を通知したりする事務は法定受託事務ですが、児童福祉関連の事務に関しては自治事務となります。

【議案第87号こども未来部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩（午前11時41分）

（説明員交代）

再 開（午前11時49分）

○議案第87号「平成26年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

（当委員会所管部分）

【意見】

矢作委員

日本共産党所沢市議団を代表して、議案第87号について反対の立場から意見を申し上げます。

個人番号制度対応事業に関連するそれぞれの項目及び歳入歳出の提案がされておりますが、個人番号制度そのものに反対ですので、反対いたします。また、債務負担行為では、児童館の指定管理者に伴う施設管理委託料が入っていますが、指定管理に反対ですので、反対いたします。

西沢委員

所沢市議会公明党を代表して、議案第87号について、賛成の立場から意見を申し上げます。

個人番号制度対応によるシステム改修事業のうち、生活保護システム、障害者福祉システム、市民健康管理支援システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、児童福祉システムは当委員会所管ですが、総額3,187万7,000円の事業予算でした。国庫補助率3分の2の事業であるにもかかわらず、補助額は約5分の2にあたる1,231万2,000円でした。その理由は、国が一方向的に示す限度額にあることが、委員会質疑の中で明らかになりましたが、予算説明の段階で、詳しい予算の行動を今後は説明していただきたいことと、システム改修における予算設計を、今後はもう少し精査するように求めます。

また、骨髄移植ドナー助成金交付事業ですが、ドナーの経済的負担を軽減することは、おおいに評価をするところですが、翌年度以降の予算の見込み額が今回計上された予算額と同額なので、さらに拡大を求めます。

以上を申し上げて、賛成といたします。

浜野委員

自由民主党・無所属の会を代表して、議案第87号について賛成の立場から意見を申し上げます。

個人番号制度対応事業についてですが、個人番号制度については、個人一人ひとりに固有番号を付番することにより、社会の保障制度と税制度がそれぞれ保有している情報を結びつけ、システム改修等の整備を図る事業です。これによって、公平公正な社会が実現できるものと思っ、賛成といたします。

また、生活困窮者自立相談支援モデル事業について賛成といたします。平成27年4月から施行される生活困窮者自立支援法の中で、自立相談支援事業が必須事業となっております。この自立相談支援事業が、自立支援制度の根幹をなす事業であることから、施行に向けて新制度を創生した相談支援を試行的に実践し、地域における生活困窮者支援の実態把握を行うことを目的としてモデル事業を行うものです。また、埼玉県及び当市を含め、県内各自治体においても同様にモデル事業が行われ、事業は埼玉県から100%補償されるものであります。これらのことから、今回のモデル事業は、妥当なものだと考えられます。以上です。

【意見終結】

【採 決】

議案第87号当委員会所管部分については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○閉会中継続審査申出の件（特定事件）

閉会中継続審査申出の件については、別紙のとおり申し出ることとした。

散 会 （午前11時52分）